

三郷市一般廃棄物処理基本計画

<概要版>

一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物の処理に関する目標や取り組みを定めるものです。

本市では平成25年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定してから6年が経過し、これまでの間に国、県における資源循環及び廃棄物処理に係る諸計画の見直しが行われたことや社会情勢の変化、本市におけるこれまでの取り組みの検証結果、三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が求められていること等を踏まえ、計画の見直しを行うものです。

計画期間は、令和2年度（2020年）を計画初年度とし、令和7年度（2025年）を中間目標年度、令和11年度（2029年）を目標年度とする10ヶ年計画です。

基本理念と基本方針

■ 基本理念

本計画においては、日常生活の中で省資源、省エネルギーなどの環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靱な処理体制づくりを市民、事業者、行政が一体となって目指すことを基本理念とします。

■ 基本方針

ごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

方針1：

5Rが根付いた地域社会の形成

- ・ごみの発生・排出をできる限り抑制（リデュース・リフューズ）します
- ・ごみとして排出する前に再使用（リユース・リペア）します
- ・原材料としてリサイクルし、直接リサイクルすることが困難なごみはサーマルリサイクルします

方針2：

市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進

- ・市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出者責任」、「拡大生産者責任」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、市は3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築します
- ・市は環境教育、意識啓発に取り組みます

方針3：

安心・安全で環境負荷が少なく、強靱な処理体制の構築

- ・ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します
- ・ごみ処理費用をできるだけ低減するために、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します

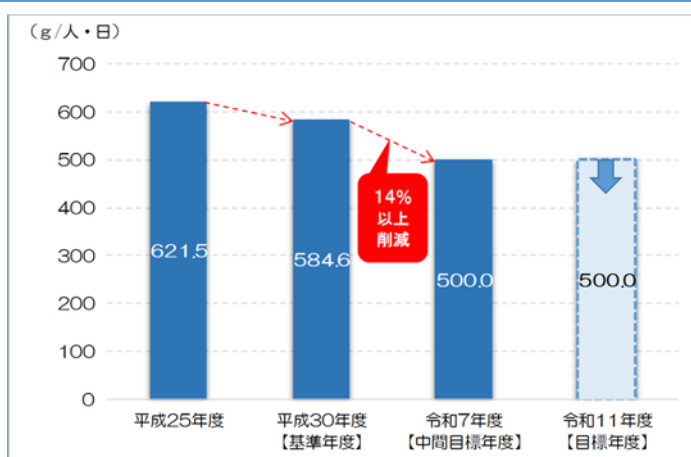
資源化・減量化目標

目標 1：家庭系ごみ

令和 7 年度までに 1 人 1 日当たりの排出量を **500 g^{※1}** とします。

それ以降は 500 g 以下となることを目指します。

※1 国の「廃棄物処理基本方針」(H28.1 改正)に基づく目標値(1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量 500g)の達成を目指しています。

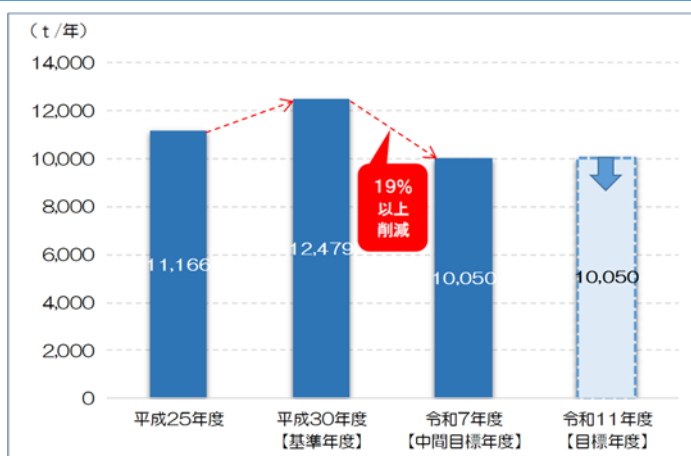


目標 2：事業系ごみ

令和 7 年度までに 年間排出量を **10,050 t^{※2}** とします。

それ以降は 10,050 t 以下となることを目指します。

※2 埼玉県「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」(H28.3)に基づく目標値(H25 年度比 10%削減)の達成を目指しています。

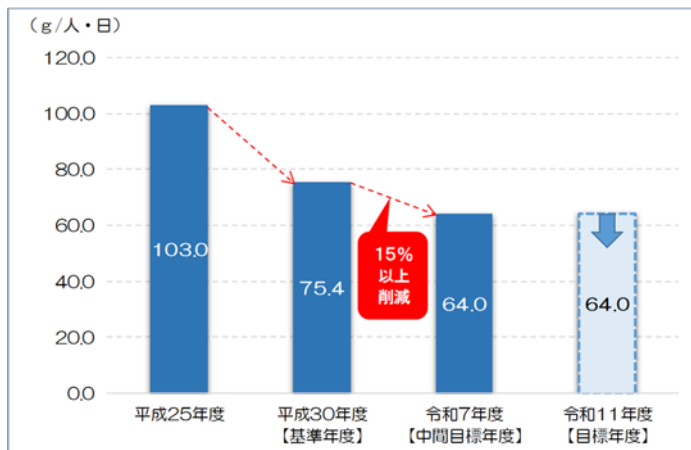


目標 3：最終処分量

令和 7 年度までに 1 人 1 日当たりの処分量を **64 g^{※3}** とします。

それ以降は 64 g 以下となることを目指します。

※3 目標 1 及び目標 2 を達成することにより削減された最終処分量で、埼玉県「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」(H28.3)に基づく目標値(H25 年度比 10%削減)の達成を目指しています。

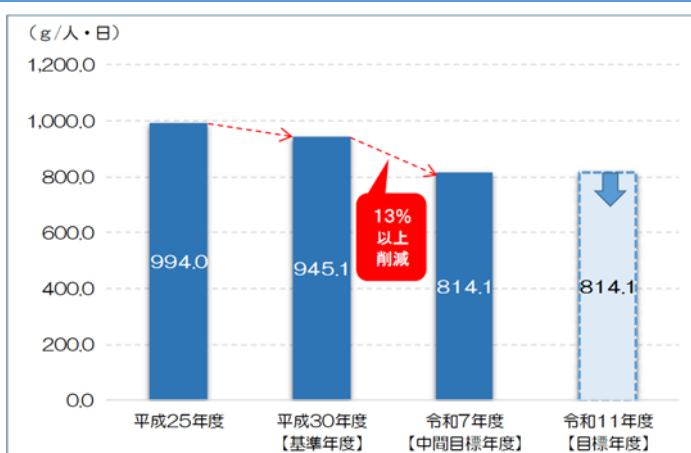


目標 4：総排出量

令和 7 年度までに 1 人 1 日当たりの排出量を **814.1 g^{※4}** とします。

それ以降は 814 g 以下となることを目指します。

※4 目標 1 及び目標 2 を達成することにより削減された総排出量で、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」(H30.6)に基づく目標値(850g)の達成を目指しています。



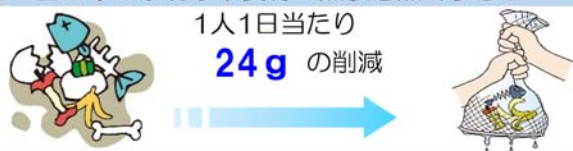
目標実現のための主な取り組み

◇ごみ処理基本計画

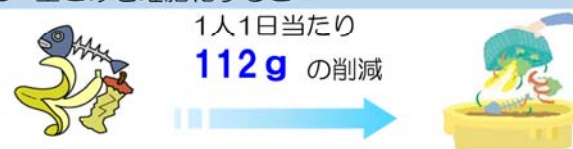
発生抑制計画	食品ロスについての広報、啓発	【強化・充実】
	情報提供の推進	【強化・充実】
	再使用（リユース、リペア）の促進	【強化・充実】
	生ごみの発生抑制に係る意識啓発の推進	【強化・充実】
	制度、社会システムの構築	【強化・充実】
	大量排出事業者への指導	【強化・充実】
	集積所への排出抑制	【強化・充実】
	事業者への意識啓発	【強化・充実】
資源化計画	広報、啓発	【強化・充実】
	転入者、集合住宅入居者への啓発	【強化・充実】
	未実施地域での活動促進	【強化・充実】
	環境学習の推進	【強化・充実】
	再生品の利用促進	【強化・充実】
	小型家電の資源化促進	【強化・充実】
収集運搬計画	環境負荷の少ない収集運搬の推進	【強化・充実】
	GIS の活用	【調査・研究】
中間処理計画	（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の整備	【整備・推進】
	災害廃棄物処理	【強化・充実】

《家庭でできるごみ減量化の取り組み例》

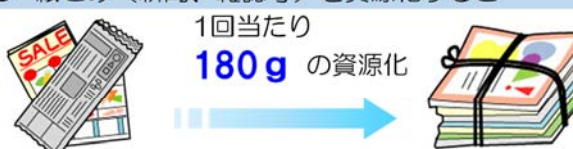
● 生ごみの水切りや食材の無駄を無くすると…



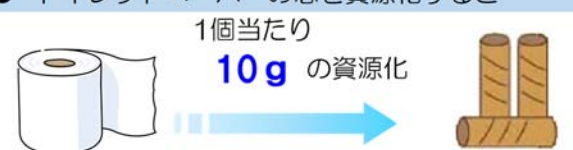
● 生ごみを堆肥化すると…



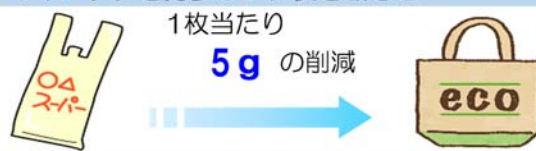
● 紙ごみ（新聞、雑誌等）を資源化すると…



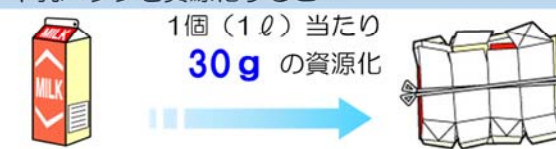
● トイレットペーパーの芯を資源化すると…



● マイバックを持参しレジ袋を断ると…



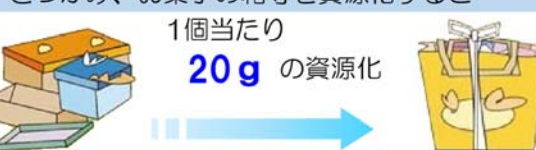
● 牛乳パックを資源化すると…



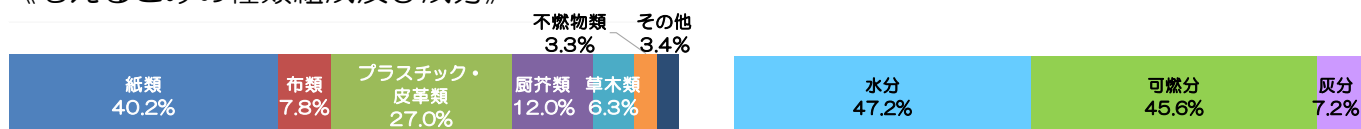
● 詰め替え用のシャンプーを購入すると…



● ざつがみ、お菓子の箱等を資源化すると…



《もえるごみの種類組成及び成分》



生活排水基本計画

■ 基本方針

生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

方針 1：
生活排水未処理の削減

方針 2：
効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理システムづくり

方針 3：
市民、事業者、市の協働による水環境の保全

項目 \ 年度	実績値 平成 30 年度	中間目標 令和 7 年度	最終目標 令和 11 年度
行政区域内人口	141,765	147,654	147,831
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率)	116,363 (82%)	140,419 (95%)	145,318 (98%)
下水道人口	103,954	130,378	134,674
合併処理浄化槽人口	12,409	10,041	10,644
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	23,539	6,707	2,330
非水洗化人口 (し尿収集人口)	1,863	528	183

■ 生活排水の処理計画

- 1) 公共下水道の整備
- 2) 下水道接続率の向上
- 3) 合併処理浄化槽の普及、管理

■ 目標実現のための主な取り組み

水環境に係る意識の高揚	【強化・充実】
環境教育の推進	【強化・充実】

計画の推進体制

計画のチェック方法と強化	【強化・充実】
--------------	---------

三郷市一般廃棄物処理基本計画＜概要版＞

令和2年3月発行

三郷市 環境安全部 クリーンライフ課 環境政策室
〒341-8501 三郷市花和田648番地1
TEL: 048-930-7715
FAX: 048-953-7115
E-mail: kankyou@city.misato.lg.jp

